

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

平成29年3月

北 広 島 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	3
1.	北広島市農業の概況	3
2.	北広島市農業の現状と課題	3
3.	北広島市農業の課題解決に向けた諸方策	4
4.	農業経営基盤の強化の促進に関する取組	7
5.	農業経営基盤の強化を促進する推進体制	10
6.	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	10
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	12
1.	個別経営体	12
2.	組織経営体	15
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	16
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	17
1.	効率的かつ安定的な農業経営が当市における農用地の 利用に占める面積の目標	17
2.	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	17
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	18
1)	利用権設定等促進事業に関する事項	18
2)	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	20
3)	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	20
4)	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	21
5)	農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他委託を受けて行う農作 業の実施の促進に関する事項	21
6)	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成 及び確保の促進に関する事項	21
7)	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	22
8)	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
第6	農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	31
1.	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	31
2.	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると 認められる区域の基準	32
3.	その他農用地用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	32
第7	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	37
第8	その他	37

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1. 北広島市農業の概況

北広島市は、石狩平野のほぼ中央に位置し、面積は南西部は狭く南北に伸びて次第に広がるやや菱形にちかい地形で、周辺は52.5km、総面積は119.05km²となっている。

本地域の地質は、大部分は洪積層からなり、地形は南西部にある島松山(492.9m)を除いては、標高100m前後の丘陵が各所に起伏しており、平坦地は丘陵上部の台地と東部地区に分布する低台地に存在している。また、低地は千歳川流域及び丘陵の各沢地に存在している。

地域の土地利用の状況は、37%が森林・原野で、約17%が農用地、その他46%となっており、都市化の進展さらには経営主の高齢化に伴って、年々農用地面積が減少している。

2. 北広島市農業の現状と課題

本市は、水稻、酪農、野菜、養豚、花きを基幹作物として振興を図ってきており道央圏における食料基地として重要な役割を担ってきたところである。

しかしながら、都市化の進展、経営主の高齢化及び後継者不足さらには農業における国際化の進展と相まって、農業の取り巻く環境は一段とその厳しさを増している状況にある。

(本市における農業振興上の課題)

(1)「優良農用地の確保と農用地の有効利用」

優良農用地の確保については、農業振興地域の整備に関する法律に基づき昭和45年に地域指定を受け現在1,706haの農用地区域の指定を行っているところである。

この農用地区域の指定により、乱開発の防止等により一定の優良農用地が確保されてきたが、都市化の進展に伴い営農環境の変化、担い手不足の深刻化などにより農地の遊休化が懸念される。

このようなことから、引き続き優良農用地の維持・保全と農用地の有効利用をどのように図るかが、今後の大きな課題となる。

(2)「専業農家数の維持」

農家戸数については、昭和40年代当初には700戸余りであったが年々減少し、昭和60年に402戸、平成元年に389戸、平成22年に177戸、平成27年には154戸と減少している。

また、専業農家については昭和40年代に大きく減少し、昭和55年以降は専業、1種兼、2種兼がほぼ同比率で推移してきた状況にあるが今後については専業農家戸数の維持が大きな課題となる。

(3)「農業後継者の育成・確保」

農業経営者の高齢化が進む中、農業後継者の育成・確保が重大な課題となる。

また、既存の農業後継者だけでなく、法人の育成、新規就農、新規参入など新たな担い手の育成対策がさらに重要となる。

(4)「土づくり」

土づくりについては、過去に農薬、化学肥料多用及び単作経営等によって有機質の投入量が減少したため地力が低下し、生産物の病虫害等に対する抵抗力が低下している状況が生じてきた。

このような状況を踏まえ、昭和60年に「広島町土づくり推進本部」を設置し有機物の投入事業、土壌診断及び浅層排水対策事業等の土づくりを推進してきたが、今後も有畜農家から産出される堆きゅう肥の有効利用及び地力増進作物等の活用による土づくり対策を推進することが課題となる。

(5)「農業の多面的機能の活用」

農業の果たす社会的役割については、食料の安定供給はいうまでもないが、

①生産活動の教育的作用、②労働による健康回復作用、③風水害から生命を守る保全作用、④自然環境の供給等が挙げられる。

「都市と農業の共生」を図るために、農業の多面的機能をまちづくりのなかにもそして農業振興を図る上からもその機能をどのように取り入れるかが、都市型農業の展開を目指す本市にとって大きな課題となる。

3. 北広島市農業の課題解決に向けた諸方策

(1) 優良農用地の確保と有効利用

優良農用地の確保、農用地の有効利用を図る上でも、農業者の農用地の所有状況、並びに利用状況を的確に把握しておく必要がある。現在これら内容については各関係機関の情報共有化を進め、一元的な管理を行うシステムを構築している。

(2) 地域農業のシステムづくり

ア. 中核的担い手の確保、後継者の確保・育成

本市農業は農業を支える担い手の減少と高齢化が進んでおり、生産体制の弱体化や農村活力の低下が懸念される。こうした状況にあって、本市農業を安定的に発展させるためには、変化に的確に対応できる高い技術と優れた経営管理能力をもつ農業者の確保・育成が強く求められている。

る。このようなことから、「北広島市農業後継者等育成基金」を活用した中で農業の担い手の確保・育成との視点に立って、これまで研修等の活動を推進してきたが、今後は一層中核的担い手として後継者が行う自主的かつ主体的な取組を支援する。

また、農業の主要な担い手である女性の能力を十分発揮させるため、女性を経営のパートナーとして明確に位置づける意識の構成を図るとともに、女性農業者の多用な役割の発揮に向けた活動を推進する。

また、高齢化が進む中で、高齢者対策も地域活性化を図る上でも重要なことから、軽量野菜等の導入に向けた条件整備を進め、労働年齢の延長化と労働力不足への対応策の検討を進める。

イ．地域農業の連携強化

本市においては、農業経営主の高齢化、後継者不足等により、今後農家戸数が年々減少するものと思われる。このことは、土地利用の面から見れば耕作放棄地が増え、有効に利用されない農地が市内に点在することを意味し、また兼業農家或いは非農業者が増加することによって、地域内における連携が薄れ地域活力が低下する状況が生じる。

また、今後さらに激化すると思われる産地間競争や海外農産物への市場開放が進行する中、健全な農業経営を行うには、徹底したコスト低減が必要である。

しかしながら、従来自己完結型の経営では、生産コスト低減を図るにはおのずと限界があるため、生産組織の密接な連携を一層強化するとともに、地域単位で高齢農家、兼業農家の役割分担を明確にしながら、分散している農地の面的集積、地域輪作体系の確立等により土地利用を改善し、遊休化しつつある土地を担い手に集積するなど、今後は地域単位での農業を基本として進め、その上で農作業の受委託、機械の共同利用等の諸方策の検討を行う。

ウ．消費者ニーズに合わせた地域農産物の提供

今日のように、ものが豊富な時代においては、消費者ニーズの多様化、質の高い生産物に対する需要が今後一層高まることから、良質でかつ安全な農作物の供給に対応できる体制づくりを進めそれを支援するバックアップシステムとして農業情報システムの整備を推進する。

また、都市近郊の優位性を生かした観光農園や直売等の普及による都市住民と直結したグリーンツーリズム等の推進に努める。

(3) 生産基盤の整備強化

ア．生産基盤の整備

本市における農業基盤整備事業は、今日まで国営・道営・団体営の各

種補助事業より、農地造成・客土・畑地かんがい・暗渠排水・農道・明渠排水や圃場整備等を進めてきたところである。しかし、米の生産調整により、転作率が高い状況にある。このようなことから今後は、農業所得の増加を図るために、高収益作物等の導入が不可欠となることから、それらの基盤となる農用地の汎用性を高めるための土地改良も含めた検討を行い、作物の多様化に対応できる基盤整備を計画的に進める。

イ. 農地流動化の推進

本市においては、都市化の進展、後継者不足・高齢農家の増加傾向、将来の先行き不安などから、離農等による跡地の遊休化、非効率的な農地利用が懸念される場所である。

また、経営規模拡大にあっても、作業管理の効率化を図る上からも経営地の集約化を図ることが必要であり、処分希望農地の状況、規模拡大の希望などの情報収集に努め一元的な管理を行うとともに、担い手に農地の利用集積を図るため、賃貸借などの経営規模拡大を基本として、流動化対策を実施する。

ウ. 土づくりの推進

本市においても、農業の機械化が進むにつれて、化学肥料・農薬の散布、大型農業機械の踏圧による影響など土壌の質が悪化し、作物の減収や品質低下を招いてきた。このような状況を踏まえ、昭和60年に「土づくり推進本部」を設置し推進してきた。地力の維持・増進を図ることは、消費者ニーズに対応した良質で安全な農産物の生産のほか、安定した収量の確保及び低コスト生産など、経営の安定を図ることに結びつくものであり、今後も継続して実施していかなければならないものである。土づくりは、周辺環境にも配慮した組織的な取組も必要であることから、健康な土づくりを基本とし、環境にやさしい農業を全市的な取組として推進する。

(4) 都市型農業への展開

農業の営みは、国土保全、自然環境の維持、美しい景観の形成、教育や保養の場の提供など多面的な機能を有しているといわれている。

しかしながら昨今の農業を取り巻く環境を見た場合、農業の先行き不透明感から後継者不足や農地の遊休化に一層の拍車をかけている状況にある。

このような現状を打開するためには、地理的優位性を最大限に生かした農業振興を図るとともに、都市住民との交流となるグリーンツーリズム等への取り組みを通して多様な所得機会の確保が図れるような取組を行う。

4. 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

(1) 基本的な考え方

本市は、地域の農業構造の現状及びその見通しを踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、その目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力あるものとするため、本市およびその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね440万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、専ら当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合に合っては主たる従事者）の就農5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものをおおむね達成する事を目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家師弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア. 関係機関の協力と認定農業者制度の活用

本市は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農業共済組合等関係団体・機関等と十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制づくりをより強化するとともに、近隣の江別市、恵庭市、千歳市及び各市の関係機関とともに設立した公益財団法人道央農業振興公社(以下、「振興公

社」という。)が地域担い手育成総合支援協議会(以下、「地域協議会」という。)となり、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための協議を行っている。さらに認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後のフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、濃密指導による営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各自の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

イ. 農用地の利用集積と集約化

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、人・農地プランの定期的な見直しを推進し、農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握により利用権設定等を進める。

さらに、農地の賃貸借を中心とした流動化の促進にあわせ、農作業受託による実質的な作業量の拡大を促進することにより、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、集落等の地域を単位とする機械の共同利用や農作業受委託、労働力の効率的活用などを進める営農集団組織の育成に努めながら、その中で中核的な位置を占める生産組織については、経営の効率化を図りながら、体制が整った者については、法人化を促進する。

ウ. 農業経営の法人化の推進

農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や農外企業の参入など、実情に応じた多様な法人化を推進することとし、各種研修会等を通じて普及・啓発を行う。

また、法人化にあたっては地域に根ざした法人化を推進する事とし、人・農地プランや農地中間管理事業等を活用した適切な農地の利用調整活動を推進する。

このため、国の目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標を踏まえ、本市の平成37年度における農業法人数を25経営体(平成28年1月現在20経営体)とし、農業経営の法人化を推進する。

エ. 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力

を促進する。

オ. 新規就農者の育成・確保

本市の平成28年の新規就農者（農家後継含む）は5人であり、将来にわたって地域農業に担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

このため国が掲げる新規就農者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた毎年770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本市においては、年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から、就農、経営定着の段階まで決め細やかに支援していくことが重要である。

就農準備に向けては、振興公社による農業研修等により技術の習得を図るとともに、農地等の経営資源に関する情報の提供や各種補助事業を活用した取得の支援などにより就農希望者のニーズに応じた多様な就農を促進する。この場合において、新たに農業経営を営もうとする青年等が効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画認定制度の活用を積極的に推進する。

就農後は、農業改良普及センターや農業協同組合等地域の関係者が連携して技術・経営指導等のフォローアップを行うことにより、新規就農者の確実な定着・確保に努める。

(5) 多様な農業経営の育成・確保

ア. 経営規模の拡大だけではなく、農業改良普及センター等の指導・協力のもとで高収益作物の導入やクリーン・有機農業の実践、また農産加工や直売といった農業経営の複合化、多角化等の農業の六次産業化など、自らの創意工夫を活かした、多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図る。

イ. 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られそのことにより地域全体としての発展に結びつくよう、地域の人々の理解と協力を求めていくこととする。

(6) 耕作放棄地の発生防止と解消

耕作放棄地の発生防止及び解消については、今後耕作放棄地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法(昭和

55年法律第6号。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下、「認定農業者」という。)等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

5. 農業経営基盤の強化を促進する推進体制

本市は、地域協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

特に、本市が示す所得等の目標の達成を目指す意欲のある農業者に対しては、適切な資金計画のもとに農業経営が行われるよう、地域協議会及び北広島市営農指導対策協議会が中心となり、農業者に対しての濃密指導を実施する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農者の現状

本市の新規就農者(新規参入者+新規学卒者+Uターン)は、平成19年から平成28年までの10年間では19人(うち新規参入10人)が新規に就農している状況となっているが、従来からの基幹作物である野菜の産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新規就農者の確保については、これまでの状況を考慮すると容易ではないが、本市農業生産の維持・拡大を図っていくために年間1人の確保を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800~2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(4.に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得220万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援し

ていくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地区として推進する取組

本市の基幹作物である野菜の栽培において青年等の受入を重点的に進め、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得が確保でき、安定的な経営を行えるようにする。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1で示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に当市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、北広島市における主要な営農類型についてこれを示すと、次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻 +畑作	<作付面積> 水稻 10ha 小麦 2ha 大豆 2ha てん菜 2ha 小豆 2ha 計 18ha (うち借地 6ha)	<資本装備等> トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 その他作業機 1式 コンバイン(4条) 1台 田植機(6条) 1台 プラウ 1台 トラック(2t) 1台 育苗ハウス 576㎡ 納屋 1棟 農業用施設 1棟 ・機械・施設の使用年限の延長	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1.5人
水稻 +野菜	<作付面積> 水稻 10ha ブロッコリー 1ha 人参 1ha 馬鈴薯 1ha 計 13ha	<資本装備等> トラクター(70ps) 1台 その他作業機 1式 コンバイン(4条) 1台 田植機(8条) 1台 ロータリー 1台 トラック(2t) 1台 育苗ハウス 576㎡ 納屋 1棟 農業用施設 1棟 ・機械・施設の使用年限の延長	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻 +畑作 +野菜	<作付面積> 水稻 8ha 小麦 2ha 大豆 2ha 馬鈴薯 2ha 人参 2ha ブロccoli 2ha 計 18ha (うち借地 6ha)	<資本装備等> トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 その他作業機 1式 コバイン(4条) 1台 田植機(6条) 1台 プラウ 1台 トラック(2t) 1台 育苗ハウス 576㎡ 納屋 1棟 農業用施設 1棟 ・機械・施設の使用年限の延長	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1.5人
畑作 +野菜 (I)	<作付面積> 小麦 3ha てん菜 3ha 馬鈴薯 3ha 人参 3ha 大根 3ha 計 15ha (うち借地 6ha)	<資本装備等> トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 その他作業機 1式 トラック(2t) 1台 プラウ 1台 ロータリー 1台 育苗ハウス 576㎡ 納屋 1棟 農業用施設 1棟 ・機械・施設の使用年限の延長	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1.5人
畑作 +野菜 (II)	<作付面積> 小麦 3ha 小豆 3ha ブロccoli 3ha 南瓜 3ha 人参 2ha 計 14ha (うち借地 4ha)	<資本装備等> トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 その他作業機 1式 トラック(2t) 1台 プラウ 1台 ロータリー 1台 育苗ハウス 576㎡ 納屋 1棟 農業用施設 1棟 ・機械・施設の使用年限の延長	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1.5人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
野菜専業 (I)	<p><作付面積></p> レタス 5ha 南瓜 1ha 人参 2ha 馬鈴薯 1ha ブロッコリー 1.5ha 緑肥 1.5ha 計 12ha (うち借地 4ha)	<p><資本装備等></p> トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 その他作業機 1式 トラック(2t) 1台 プラウ 1台 ロータリー 1台 育苗ハウス 573㎡ 納屋 1棟 農業用施設 1棟 ・機械・施設の使用年限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <p><家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1.5人</p>
野菜専業 (II)	<p><作付面積></p> 大根 6ha 馬鈴薯 2ha 人参 2ha キャベツ 1ha 緑肥 1ha 計 12ha (うち借地 4ha)	<p><資本装備等></p> トラクター(70ps) 1台 トラクター(40ps) 1台 その他作業機 1式 トラック(2t) 1台 プラウ 1台 ロータリー 1台 育苗ハウス 572㎡ 納屋 1棟 農業用施設 1棟 ・機械・施設の使用年限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <p><家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1.5人</p>
酪農専業	<p><作付面積></p> サイレーズ用トウモロコシ 7ha 牧草 31ha 施設地 1ha 計 39ha (うち借地 12ha) 経産牛 50頭育 成牛 25頭	<p><資本装備等></p> トラクター(100ps) 1台 トラクター(70ps) 1台 バンクリーナー 1台 バルククーラー 1台 パッカー 1台 フロントローダー 1台 モアコンディショナー 1台 トラック(2t・4t) 各1台 牛舎 1棟 育成舎 1棟 堆肥盤 1基 その他 1式 ・機械・施設の使用年限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <p><家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1.5人</p>

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
組織 経営体 構成員 戸数3戸	<p><作付面積></p> <p>水稲 15ha 小麦 15ha 大豆 10ha 馬鈴薯 5ha 南瓜 6ha てん菜 5ha 小豆 5ha 緑肥 4ha 計 65ha (うち借地 65ha)</p>	<p><資本装備等></p> <p>トラクター (70・40ps) 各2台 その他作業機 1式 トラック(2t) 2台 田植機(6条) 2台 コンバイン 2台 プラウ 1台 育苗ハウス 1,430㎡ 納屋 3棟 農業用施設 3棟 ・機械・施設の使用 年限の延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <p><家族労働力> 主たる従事者 3人 補助従事者 4.5人</p>
<p>注)なお、この指標はあくまでも本市の主要な営農類型を例示したものであり、経営改善計画の認定にあたっては、この指標以外の類型についても、本構想の趣旨及び目標を達成できるものであれば、その対象とするものである。</p>				

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
畑作 +野菜	<作付面積> ブロccoli 1.5ha 馬鈴薯 1.0ha 南瓜 1.0ha スイートコーン 0.35ha ピーマン(施設) 0.15ha 計 4.0ha (うち借地 4.0ha)	<資本装備等> トラクター(43ps) 1台 その他作業機 1式 トラック(2t) 1台 栽培ハウス 4棟 納屋 1棟 ・機械・施設の使用年限の延長	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告の実施 ・野菜共選施設を利用し作業の効率化	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人

※参考：就農時の経営規模

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
畑作 +野菜	<作付面積> ブロccoli 0.8ha 馬鈴薯 0.6ha 南瓜 0.3ha スイートコーン 0.2ha ピーマン(施設) 0.1ha 計 2.0ha (うち借地 2.0ha)	<資本装備等> トラクター(43ps) 1台 その他作業機 1式 トラック(2t) 1台 栽培ハウス 3棟 納屋 1棟 ・機械・施設の使用年限の延長	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告の実施 ・野菜共選施設を利用し作業の効率化	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <家族労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営が本市における農用地の利用に占める面積の目標

第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用(農作業受委託を含む。)の面的集積について割合が高まるように努め、目標を概ね次に掲げるものとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用 の集積に関する目標
本市農用地面積の95%程度

2. その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

本市の農業者を取り巻く環境は、都市化が進展し営農環境の変化が進み、担い手・後継者不足を起因とした農業者の平均年齢の高齢化が顕著である。さらに、専業農家の減少なども重なり、耕作放棄地の発生が懸念されている。

一方で、認定農業者等へ農地の集積が進み、優良農地の確保・維持がされているところではあるが、面的な集積としてみると経営農地が分散している状況もみられる。

(2) 今後の農地利用等の見通し

今後は、現在の高齢農業者の離農が多く見込まれることから、1に掲げた農地集積の目標を達成するため、受け手の確保とともに、受け手となる担い手の確保に努める必要があり、経営農地の点在的な集積を改善し面的集積を高めることが必要である。

(3) 将来における農地利用の考え方

安定した担い手への集積を継続していく中で、集積の実情把握と農地情報等のデータベース化をおこない、農地の利用計画の下に地域農業者の理解を得ながら効率的な農地利用を実施し、地域の優良農地の維持・確保につとめる。

(4) 具体的な取り組みの内容と関係機関との連携

(3)の考え方を実現していくために、本市では、地域の農地情報の把握とデータベース化を実施し、農業協同組合・振興公社等関係機関とデータの共有化を行い情報の整備をする。その情報をもとに各関係機関で一体となって設置した北広

島市農用地利用計画会議を中心に農用地の集約化の促進を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1) 利用権設定等促進事業
- 2) 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- 3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- 6) その他の農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、以下各事業ごとに述べる。

1) . 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほ

か、借入者が該当借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化斡旋譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ．混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ．農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構又は法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第18条第2項6号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。
- ア．耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを

効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ. 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち、1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分又は株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときには農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部または一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その

要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、市はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定するものが(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
ア. その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行

規則(昭和55年農林水産省令第34号)(以下、「農林水産省令」という。)で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、同意をした市長に報告をしなければならない旨ウ、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項((オ)については必要

に応じて定める)

(ア)農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ)原状回復の費用の負担者

(ウ)原状回復がなされない時の損害賠償の取決め

(エ)貸借期間の中途契約終了時における違約金支払の取決め

(オ)その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア. その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア. (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の掲示板への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとする。

2) . 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、市の全部または一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・

再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体(以下、「農地利用集積円滑化団体」という。)との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。

- (2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3) 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- (2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4) 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる

事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団

体の構成員からその所有する農用地について農業作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は当該特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員、若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、

その変更した農用地利用規程を市に届け出るものとする。

- ③ 市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人北海道農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、道央地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5) . 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- イ. 効率的な農作業の受託作業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託の斡旋や、農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6) . 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有する人材の育成の取組を実施する。このため意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、青色申告を基礎とした経理税務・経営の調査研修による農業経営の合理化の推進、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等の実施及び地域社会への積極的な参加体制の整備促進等を通じて地域農業を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7) . 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、担い手支援センターその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、振興公社などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、農業体験や生産者との交流の場を設けることによって農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市は農業改良普及センター、農業委員、振興公社、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等に関する情報を共有しながら、巡回指導等によって、当該青年等の営農状況を把握し、効率的かつ適切な支援を行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合い等を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、北広島市営農指導対策協議会や生産者団体等による販路拡大のアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

①の指導支援以外に、先進事例や他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供や就農相談及び技術や経営ノウハウの習得については担い手支援センター、振興公社、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、本市認定農業者、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8) . その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1)～6)までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. かんがい排水事業、道央用水地区土地改良事業等の農業基盤整備事業を通して、汎用性の高い農地の確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件整備を図る。

イ. 経営所得安定対策への積極的な加入により、麦・大豆・飼料作物等を適切に組み合わせた収益性の高い安定した農業経営の確立を図る。

ウ. 市の単独事業として取り組んでいる農業振興奨励事業については、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者に配慮しつつ低コスト生産性等を推進することにより望ましい農業経営の育成を図る。

エ. 地域農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事務推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後おおむね10年間にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について各関係機関・団体別の行動計画を樹立し、それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取り組みを目指す。

② 農業委員会等の協力等

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手へ経営農地を集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を的確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手の農地の利用集積を促進する取組を行っている。②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たすものが実施するものとする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

(1) 本市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域(都市計画法(昭和47年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法23条第1項の規定による協議が整ったもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた本市全域を対象として行うことを基本とする。

(2) 本市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農用地の集約化が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

(3) 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、市が事業実施地域の調整を行うこととする。

3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ①事業実施の基本方針に関すること
- ②事業実施地域に関すること
- ③事業対象農用地に関すること
- ④事業実施に当たっての調整等に関すること
- ⑤事業実施計画に関すること
- ⑥農地所有者代理事業に関すること

- ⑦農地売買等事業に関する事
- ⑧研修等事業に関する事
- ⑨その他の事業に関する事

(2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方

農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村は除く。)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を受けるものとする。

② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部または一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

- ③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 市は農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するための必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を取るべきことを命ずるものとする。
- ③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 市は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告する。

(5) 市による農地利用集積円滑化事業規程の策定

- ① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、

市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告するものとする。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用するものとする。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先するものとする。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所

有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において、研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及活動に努める。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 北広島市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携のもとに、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 北広島市、北広島市農業委員会、道央農業協同組合、振興公社は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、同機構に対し情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成7年2月1日から施行する。

この基本構想は、平成13年12月11日から施行する。

この基本構想は、平成17年9月14日から施行する。

この基本構想は、平成18年6月21日から施行する。

この基本構想は、平成22年5月6日から施行する。

この基本構想は、平成23年11月8日から施行する。

この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

この基本構想は、平成29年 月 日から施行する。

別紙1（第5の1の1）.（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2 (第5の1の1). (2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年、5年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮するうえで適切と認められる一定の期間)とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において3年5年とすることが相当でない認められる場合、その他特別の事情があると認められる場合には、異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合において、Iの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 農用地(開発して農用地等とすることが適当な土地を含む。)として所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される価格を基礎とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法令関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱については、それぞれの定めるところによるものとする。</p>